

雲南市建築物耐震改修促進計画(追補)

令和8年3月

雲 南 市

雲南市建築物耐震改修促進計画に次期計画策定までの経過措置を追加する。

1. 計画の概要

「1-4. 計画の期間」に次の事項を経過措置として追加する。

令和7年7月に国から「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」（以下「国基本指針」という。）の一部を改正する告示が公布・施行され、これを踏まえた「島根県建築物耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）が令和8年3月に改訂される予定。本計画についても、国基本指針及び県促進計画の内容を踏まえて改定をする必要があることから、次期計画を策定するまでの間、本計画を令和8年度まで延長することとする。